

令和6年度

あきや

空家を有効活用する



世帯を応援します!!

八雲町では、空家の有効活用を促進するため、自ら所有している空家を改修し、居住する場合、改修費の一部を補助しています。

第1期受付期間

令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)

※申込みが多数あり予算額を超えた場合は、抽選となります。

※第3期受付期間：第2期で予算額に達しない場合、6月3日(月)以降に随時受付します。

補助金

最大 100万円



連絡先：八雲町役場 建設課

TEL：0137-62-2115

補助の対象となる空家

- 使用実績がない一戸建ての住宅であるもの
- 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した八雲町立地適正化計画において定めた居住誘導区域内及び落部・熊石地域の空家であるもの

補助の対象者(申請者)

- 補助の対象となる空家を所有(空家取得後 1 年以内)し、改修後に居住する者(工事終了後 3 年以上居住する者)
- 町税の滞納のない方
- 暴力団員でない方

補助の対象となる工事

- 下水道を完備する空家の改修するもの(住宅部分に限る)
- 外装(屋根・外壁)、内装、建具、給排水設備

※外壁・物置・倉庫の改修費、家財等動産の購入費は対象外
※補助の対象となる経費が 30 万円以上のものに限りませ

施工業者の要件

- 町内に本店を置く、次のいずれかの事業者
- 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者
 - 北海道住宅リフォーム推進協議会の事業者登録制度に登録している事業者

補助金の額

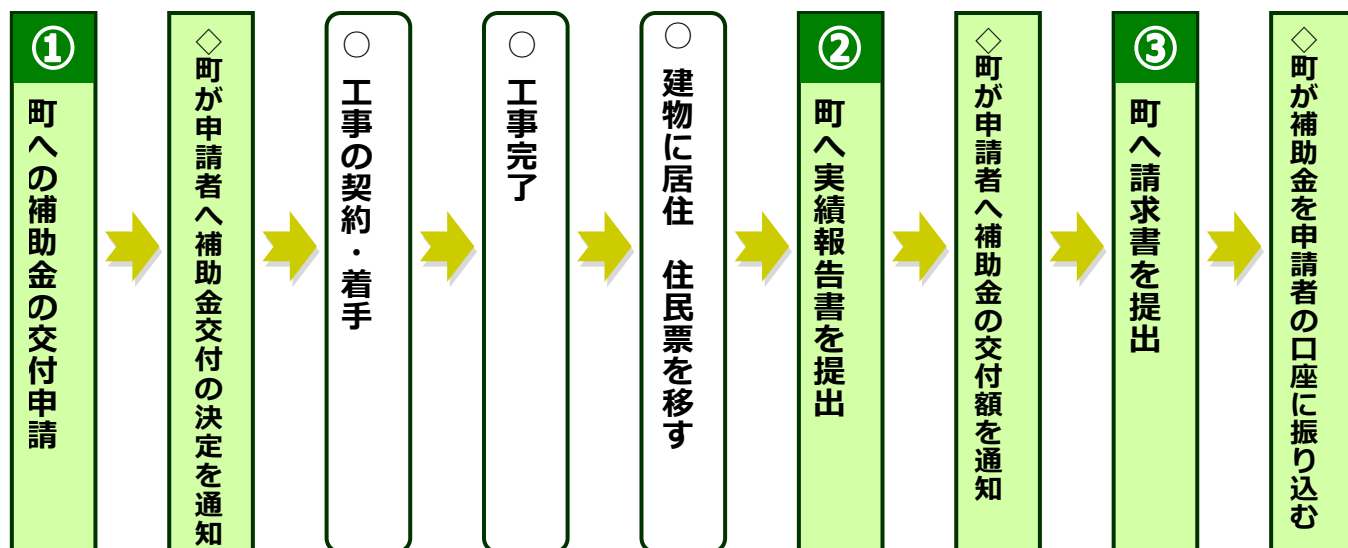
- 補助率：
補助の対象となる経費の 2 分の 1 以内(千円未満切り捨て)
- 補助限度額：100 万円



注意事項

- 既に施工業者と契約していたり、工事に着手している場合は、補助の対象になりません。
- 補助の対象となる工事は、申請年度 12 月末日までに完了しなければなりません。
- 補助の対象となる工事について、他の公的制度による補助等と重複しているものは、補助の対象になりません。

手続の流れ





手続に必要な書類

補助金の交付申請をするとき

- ① 補助金交付申請書【様式第 1 号】
- ② 実施計画書【様式第 2 号】
- ③ 町税の納税証明書（補助金交付申請者の分 ※発行後 2 週間以内のもの）
- ④ 住民票（補助金交付申請者の世帯全員分 ※発行後 3 カ月以内のもの）
- ⑤ 改修しようとする空家の登記事項証明書（※発行後 3 カ月以内のもの）
- ⑥ 改修しようとする空家の付近見取図および各階平面図
（改修前後の仕様等が記載されているもの）
- ⑦ 改修しようとする空家の改修箇所の写真
- ⑧ 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類
 - ※ 八雲町の競争入札参加資格の有資格者として建設工事の業種に登録されている事業者は、原則、下記の書類は省略できます。
 - 商業・法人登記事項証明書、または営業証明書（※発行後 3 カ月以内のもの）
 - 「建設業許可通知書」の写し、「北海道住宅リフォーム事業者登録証」の写しのいずれか
- ⑨ 改修工事の見積書の写し（補助対象部分が区別されているもの）
- ⑩ 補助金の振込先（補助金交付申請者名義の補助金の振り込みを希望する口座）

実績報告書を提出するとき

- ① 実績報告書【様式第 9 号】
- ② 改修工事の工事請負契約書の写し
- ③ 住民票の写し（改修した空家に入居した世帯全員分）
- ④ 工事写真（施工前および施工後の写真）
- ⑤ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）D 票の写し
- ⑥ 改修工事の請求書の写し

工事内容を変更するとき

- ① 工事内容等変更申請書【様式第 6 号】
- ② 変更後の実施計画書【様式第 2 号】
- ③ その他工事の変更内容が分かる図面および書類
 - ※ 「写し」と書いてあるもの、および マークの書類については、コピーで構いません。
 - ※ 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類は、一度提出すれば、その年度内は提出不要です。
 - ※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。